

(4) JR北海道等の固定資産に係る特例措置（三島特例）の延長及び拡充

地域住民の交通の確保のため、厳しい経営環境にあるJR北海道、JR四国及びJR九州（以下、「JR北海道等」という。）の固定資産に係る特例措置の適用期限を延長するとともに、JR北海道等に鉄道施設の貸付を行う法人として「交通エコロジー・モビリティ財団」を追加する。

○固定資産税・都市計画税：課税標準1／2

(5) JR北海道等及びJR貨物が国鉄から承継した固定資産に係る特例措置（承継特例）の延長

地域住民の交通の確保及び全国的物流ネットワークの維持のため、厳しい経営環境にあるJR北海道等及びJR貨物が国鉄から承継した固定資産に係る特例措置の適用期限を延長する。

○固定資産税・都市計画税：課税標準1／2

(6) JR北海道等及びJR貨物の本来事業用施設に係る特例措置の延長

地域住民の交通の確保及び全国物流ネットワークの維持のため、厳しい経営環境にあるJR北海道等及びJR貨物が本来事業の用に供する事務所に係る特例措置の適用期限を延長する。

○事業所税：新增設、資産割、従業者割：3／4（JR貨物は1／2）控除

(7) JR北海道等が所有する土地等に係る特例措置の延長

地域住民の交通の確保のため、厳しい経営環境にあるJR北海道等が所有する土地等に係る特例措置の適用期限を延長する。

○地価税：1／2課税

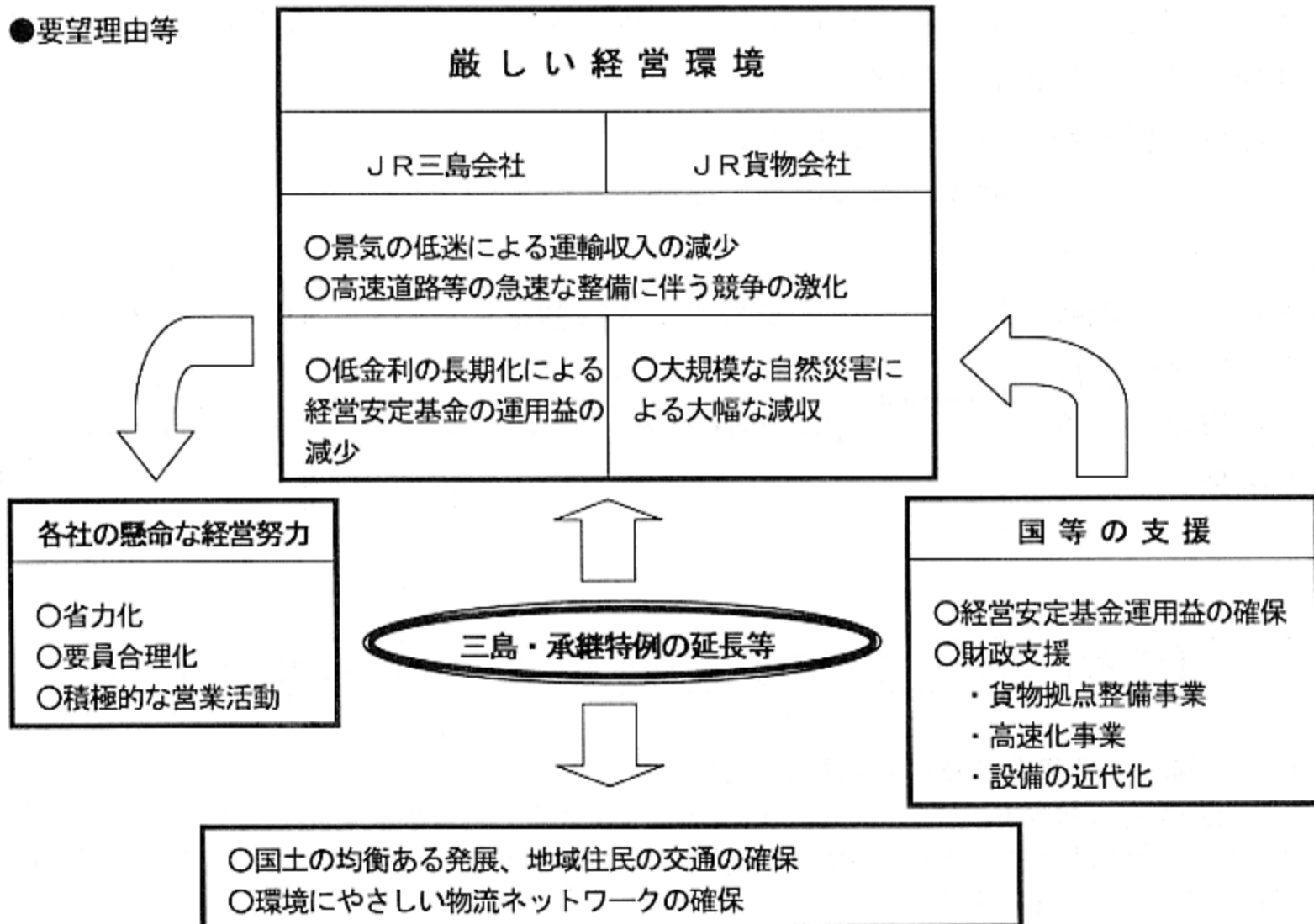
三島特例・承継特例の延長等

●現行制度

三島特例：JR三島会社の所有又は借り受け資産に係る固定資産税等の課税標準を1/2に軽減

承継特例：JR三島・貨物会社が国鉄から承継した資産に係る固定資産税等の課税標準を1/2に軽減
(承継した資産のうち三島特例対象となるものについては、課税標準をさらに1/2)

●要望理由等



●参考

- ・ 鉄道施設を貸し付ける法人の追加
 1. 貸付法人：財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団
 2. 対象事業：駅舎の改良整備・保有
 3. 対象工事例：大麻駅（JR 北海道）改良工事
対象設備：エスカレーター新設、跨線橋新設、旅客上屋新設等。

・輸送人員、輸送トン数の推移

